

8.環境配慮仕様書

- 1 業務名 田原自治会館建替事業(解体設計)
- 2 履行場所 那覇市字田原88番地
- 3 履行期間 着手の日から令和9年3月31日まで
- 4 事業所管課 市民文化部 まちづくり協働推進課
- 5 環境配慮事項 下記の環境配慮事項について調査し、設計において配慮すること。

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	①	緑地空間の創出
		②	地域のみどりのネットワーク化
		③	壁面緑化、屋上緑化の推進
		④	大木、古木、貴重木の保存
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
		⑥	河川や水路などの堤敷及びそれに依拠する生態系への配慮
4	景観	①	気候、風土に根ざした景観
6	大気・ばい塵・悪臭	⑨	厨房等からの悪臭
7	騒音・振動	①	施設の空調機等機械設備からの騒音及び振動
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壌流出及び濁水による周辺水域汚染
		④	雨水貯留設備の設置及び雨水利用
		⑥	地下水の利用及び涵養
		⑦	中水道システムの設置及びその利用
		⑩	節水
9	光害	①	夜間照明等による周辺住民の生活環境への影響
		②	夜間照明等による生態系への影響
10	有害化学物質	①	施設における建材等からの有害化学物質による健康被害
11	電波障害	①	大規模施設による電波受信障害
12	日照障害	①	大規模施設による日照時間障害
13	電磁波	①	電磁波による人体への影響
14	廃棄物	①	施設におけるごみの集積場の確保及び収集への配慮
15	安全	③	大型公共施設の駐車場等への出入による歩行者の安全の確保
16	資源・エネルギー・グリーン購入	①	省エネ型公共施設の実現
		②	太陽光等自然エネルギー発電設備の設置及び利用の促進
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用
19	温暖化・ヒートアイランド	①	都市の高温化防止

* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法例に規制のある事項については、法例を遵守すること。